

第9回 矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録 (案)

[日 時] 2009年1月20日 (火) 午後2時～5時

[場 所] 八重洲富士屋ホテル5階「かりんの間」

[幹事団体] 日本矯正歯科協会 (JIO)

[出席者] (敬称略)

日矯学会：浅井保彦、小川邦彦、飯田順一郎

成人学会：佐藤元彦、武内 豊、松野 功

JIO : 深町博臣、夕田 勉、のき田邦裕

まず始めに第8回懇談会の議事録の確認を行なったところ、修正箇所が多数有るため、再確認して、次回確定することとなった。

<協議事項>

JIO : すでに本懇談会が開始されて、1年半が経過した。現状では、このまま分裂した状態を継続するという結論もありえる。当会としては、配布した資料のような具体案を提示させて頂いた(巻末資料)。各団体の今後の方針をお聞きしたい。

日矯学会：現状では、それぞれ3学会が専門医を持つ形にせざるを得ないと感じる。そうすると審査だけでも合意を得て、統一して行なう方向しか無いのではないか。そのためには、申請資格を統一し、審査方法、審査基準、審査委員を決めることが必要。

成人学会：できれば一つの認定組織に統一してシンプルな方が良いと考えている。教育、研究、臨床という3分野があるが、教育と研究は大学が主導し、臨床の部分は大学主導の学会ではなく、外へ出した方が良くと思う。ただ、その形を作るには時間がかかるだろうから、将来的にそういう形に持っていけるようなシステムを作ることを考えている。

JIO : 現状からすると、3団体が各々に申請する形も良いと思っている。その為には認定審査を統一する事と、3団体で研修ガイドラインを作成する事が必要で、研修ガイドラインに準じた研修プログラムを行なっている研修機関を認定する形になる。今までの研修をどう扱うかというのはまた別問題で、これからどういう研修をするかという事を統一しておく必要がある。現状において各大学で臨床はバラエティに富んでいる。研究と基礎教育は、大学の独自性があるが、専門医制度は臨床の制度であるため、統一した研修基準が必要。なお、審査と研修が統一できれば、近い将来1つにまとまると思っている。

その後、申請資格から話を進めることとした。

1) 申請資格の「学会員歴10年以上」について

申請資格は、第7回懇談会でほぼ合意が得られていた（下記参照）が、前回JIOが再考を要望した「学会員歴および矯正専従歴10年以上」という条件について討議が行なわれた。その結果、「学会員歴」という表現は、単に会費を支払っているかどうかを問うことになるため、「矯正臨床歴」とすることで合意した。

<第7回懇談会議事録の抜粋>

専門医審査の申請資格案

- ① 3学会いずれかの会員であること。地区学会を含めて10年以上の会員歴があること。
- ② 5年以上の研修を含めて10年以上、矯正歯科に専従すること。
- ③ 矯正臨床に関する論文が、筆頭者として1編以上あること。
- ④ 各学会の倫理規定を守ること。

また年限については、以下の議論が行われた結果、結論を出さずに保留し、全ての条件を話し合った後で再検討することとした。

日矯学会：矯正臨床歴は10年が妥当。理由は、専門医を社会に信頼してもらうために、最初の専門医はハードルを高く設定する必要があることと、専門医は、成長発育、保定期間、の観察経験も必要と考えていること。

JIO：成長や保定を観察するための期間として臨床経験年数を課すとの主張があったが、成長や保定に対する研修の根拠を研修プログラムのガイドラインに記載する必要がある。

専門医の質は、申請資格ではなく、技能審査の条件や基準でコントロールすべき。

卒後10年専門医になれない場合、矯正の研修後、開業までの期間が長くなる。その結果、経済的な理由で、専門医を目指しにくくなり、優秀な人材が集まりにくい状況となる事が懸念される。また、研修後にアルバイトを行なう矯正医が増える可能性があり、専門医制度の根幹が揺らぐ。基本的に、5年の専門研修歴の条項が有れば良いと考えるが、どうしても臨床歴を5年以上に設定するというのであれば、前回のJBO認定審査で臨床歴7年の合格者が出たことから、矯正臨床歴7年。

成人学会：当会も臨床歴は7年としてある。

2) 審査方法について

原則として、三団体の審査方法のどれを選択しても良いという方向で話し合いが行なわれた。

可能性について

<100症例治験リストについて>

日矯学会： JIOの審査方法では、保定終了症例を義務づけていないが、100症例リスト中、ある一定割合以上の症例は、保定後の資料まで揃っている症例とするように、条件を変更できないか。 ^人成長発育の長期管理および

JIO： 検討する。

JIO： 社会や厚労省に対して説明しやすい様に、基本的に100症例以上の治療経験を課しているということで申請資格条件の統一を図るために、日矯学会と成人学会の審査方法を選択した申請者にも100症例治療リストの提出を求めているかどうか。

<承諾書について>

日矯学会： 本人が治療したという確認をどのように行なっているのか。当会では、本人が治療した症例である事を証明するために、患者さんから承諾書をもっており、患者さんに電話で真偽を確認している。

JIO： 専門医審査に不合格だった場合の患者さんに対する影響、専門医受験者の立場を理解していない。（成人学会も同様の見解）

3) 審査基準と審査委員について

JIO： 三団体から同数ずつの審査委員を出し合って、暫定の審査委員会を作ることからはじめてはどうか。また、既に三団体から認められている約350名の専門医の合格症例を再評価する事で、判定基準を確認してはどうか。

日矯学会： 暫定審査委員会で合格症例の再評価を行なう前に、現在それぞれ三団体が決めている審査基準につき話し合う事から始めてはどうか。

JIO： そういう風にやっていただくと、目標が立てやすいと思う。

<審査委員数について>

日矯学会： 各団体から同数ずつの審査委員を出す事に関して、会員数、専門医数などを配慮する必要が有るのではないか。

JIO： 統一した審査をするためには、同数の審査委員が出て合同の審査委員会を作り、全ての申請者に対して、合同審査委員会として判定する必要が有る。

<グランドファーザールールについて>

成人学会： 長年矯正臨床に携わってこられた先達に対して、何らかの配慮（グランドファーザールールの適用）が必要ではないか

日矯学会： グランドファーザールールの適用には反対。

JIO： 全ての申請者に対して、何らかの統一した技能評価を行なう必要はあると考えている。

4) 今後の予定

JIO： 今年中に統一した審査を行なう方向で話し合いを進めることでどうか。

日矯学会： 理事会、委員会での意見調整が必要なので時間がかかる可能性がある。

JIO : 少なくとも次回までには、暫定合同審査委員会を作り、実務者レベルの協議を開始する事が合意できる様に、意見を取りまとめてもらいたい。

日矯学会 : 総会 (3月5日) 終了後まで時間を欲しい。

<次回の懇談会予定>

日時 : 2009年4月7日 (火) 午後2時~5時

場所 : 八重洲富士屋ホテル

幹事団体 : 日矯学会

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成21年 4月 7日

日本矯正歯科学会

飯田 順一郎

日本成人矯正歯科学会

松野 功

日本矯正歯科協会 (JIO)

星 隆夫

【 配布資料 】

『専門医制度確立までの道筋（案）』

2009年1月5日
日本矯正歯科協会 役員会

1. 三団体による暫定合同審査委員会の設立

現在懇談会に参加している三団体から同数の審査委員を出し合い、暫定の合同審査委員会を設立する。

2. 申請資格の統一および審査対象症例の選択について

暫定合同審査委員会において、申請資格の統一を行なう。なお、将来的には申請手続き等の実務運営に携わる運営委員会を設置し、審査委員会は統一した審査基準に基づく臨床技能判定のみに専任できるシステムが良い。

【JIO が考えている妥当な申請資格】

- ・三団体いずれかの会員であり、通年で会員歴が5年以上。
(任意団体日本矯正歯科学会の会員歴を含めることもできる。)
- ・5年以上の矯正専従研修歴もしくはそれと同等の臨床経験があること。
- *臨床経験年数に関しては、米国においては、基本専門医 (Physician specialty) は3～5年、特別専門医 (Physician subspecialty) は、基本専門医+2～3年である。
矯正の研修歴を5年とするか7～8年とすべきかについては、検討の余地がある。
- ・各団体の倫理規定を守ること。
- ・矯正臨床に関する論文が、筆頭者として1編以上あること。

【審査対象症例について】

臨床技能評価の対象となる症例の選択方法は、申請者が希望する団体の規則を選択できる。

3. 技能評価基準の統一と既に認定されている専門医の臨床技能の確認

既に三団体において認定されている専門医約350名について、統一した技能評価基準を充足しているかを暫定合同審査委員会にて確認を行い、不足がある場合は追加の審査を行う。

なお、症例の評価基準は、各団体が合格と認めた実際の症例を見ながら、暫定合同審査委員会で決定してゆくのが妥当であろう。

4. 合同認定機構の設立

統一した技能評価基準をクリアした専門医の中から、三団体同数ずつの審査委員と運営委員を選出し、合同認定機構を設立する。

5. 専門医資格認定団体の申請

合同認定機構設立後、厚生労働省に専門医資格認定団体の申請を行なう。その際、以下の2案が考えられる。第1案の場合は、合同認定機構が審査のみを行い、第2案の場合、合同認定機構は審査および認定を行うこととなる。

〔第1案〕三団体の名称を冠した専門医とする案。

三団体それぞれが資格認定団体となる。この場合、認定された専門医の名称は、〇〇学会認定専門医、あるいは〇〇協会認定専門医となり統一されないが、厚生労働省が求めている申請資格および審査基準の統一は実現するため、それぞれ広告が可能となる。

〔第2案〕専門医の名称を統一する案。

合同認定機構が資格認定団体となる。専門医の名称は統一される。

6. 研修期間中の統一したプログラムの作成委員会の設立

研修期間、方法、場所などの決定を行う。

研修プログラムの決定を行う。